

第 10 期美浜町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条、「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和 9 年～令和 11 年度を目標年度とする「美浜町第 10 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定することを目的とする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 第 10 期美浜町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙 2「業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 見積限度額 令和 7 年度：2, 640, 000 円（税込）
令和 8 年度：3, 795, 000 円（税込）

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 令和 7 年 6 月 11 日（水）まで
- (2) 質問の回答期限 令和 7 年 6 月 16 日（月）まで
- (3) 参加申込受付期間 令和 7 年 6 月 18 日（水）まで
- (4) 提案書受付期間 令和 7 年 7 月 4 日（金）まで
- (5) 結果通知予定日 令和 7 年 7 月 11 日（金）（予定）

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 和歌山県及び和歌山県内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴

力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

- （6）公租公課を滞納していないこと。
- （7）公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- （8）第 7～9 期介護保険事業計画の策定（支援）実績が合計 10 件以上あること。

5 参加申込書の提出

- （1）提出書類：様式 1「参加申込書」
- （2）提出場所：〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278
美浜町役場 かがやく長寿課（担当：田中）
- （3）提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は担当者に電話連絡し、到達を確認すること。
- （4）提出期限：令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時（必着）

6 質問の提出

- （1）受付期間：令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 5 時まで
- （2）質問方法：様式 2「質問書」に必要事項を記載のうえ、電子メール
(a-tanaka@town.wakayama-mihama.lg.jp) により提出すること。
電子メール以外の方法（来庁、電話、FAX 等）での質問は受け付けない。メールを送信した際は担当者に電話連絡し、到達を確認すること。
- （3）回 答：令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時までに、当町ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

別紙 3「提案書等作成要領」に基づき、令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時までに提出すること。郵送する場合は担当者に電話連絡し、到達を確認すること。

8 審査方法及び評価基準

- （1）本提案の審査については本町職員で構成する審査員が行い、優先交渉提案事業者を選定する。（提案書等の内容について問い合わせを行うことがある）
- （2）選定委員は、別紙 4「評価基準」に基づいて審査を行い、優先交渉提案事業者を選定する。
- （3）見積価格が見積限度額を超過した提案事業者は審査対象外とする。

(4) 選定結果は、決定後に町ホームページ、郵送にて提案事業者に通知する。

9 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは失格とする。
- (2) 提出された書類は本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込書及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込書及び提案書は提出後の差し替え及び再提出は認めない。

10 問い合わせ先

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町役場 かがやく長寿課

電話/0738-23-4950 Fax/0738-23-3523

メール : a-tanaka@town.wakayama-mihama.lg.jp